

告示 平成28年2月8日

屋久島町規則第2号

屋久島公認ガイド利用推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、屋久島公認ガイド利用推進条例（平成27年屋久島町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定事項)

第2条 条例第4条第1項に規定する屋久島公認ガイドが認定を受けなければならない町長が別に定める事項は、専門とするエコツアーの種類とする。

(認定の申請)

第3条 条例第5条の規定による認定の申請（条例第4条第1項の規定により新たに認定を受けようとする場合に限る。）は、屋久島公認ガイド認定申請書（第1号様式。次項及び次条において「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 屋久島町エコツーリズム推進協議会が証する「認定ガイド認定証書」の写し
 - (2) 認定を受けるガイド活動に関する広報用の情報（第2号様式）
 - (3) 町長が証する納税証明書の写し
 - (4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのものをいう。次項及び第5条から第7条までにおいて同じ。）
- 2 条例第5条の規定による認定の申請（条例第4条第3項の規定により認定の更新を受けようとする場合に限る。）は、認定更新申請書（第3号様式）に前項に掲げる書類と同様の書類を添えて行わなければならない。
- 3 前項の申請は、屋久島公認ガイドの認定の期限が満了する日の2月前から当該有効期間が満了する日までの間に行うものとする。

(認定)

第4条 町長は、前条第1項の認定の申請があったときは、申請書及び添付書類の記載事項を審査し、申請者が屋久島公認ガイドとなる資格を有し、かつ、屋久島公認ガイドの業務を適正に行うことができる者であると認めたときは、屋久島公認ガイド一覧簿（次項及び第10条において「一覧簿」という。）（第4号様式）に記載し、申請者に屋久島公認ガイド公認証（以下「公認証」という。）（第5号様式）及び屋久島公認ガイド記章（別記1）を交付するものとする。

- 2 町長は、前条第2項の認定の申請があったときは、認定申請書及び添付書類の記載事項を審査し、申請者が引き続き屋久島公認ガイドの業務を適正に行うことができる者であると認めたときは、一覧簿に記載し、申請者に公認証を交付するものとする。
- 3 町長は、第1項又は前項の審査の結果、申請者が屋久島公認ガイドの業務を適正に行うことができない者であると認めたときは、その理由を付し、認定申請書を申請者に返却するものとする。

(公認証の記載事項)

第5条 条例第8条第2項第3号で定める公認証に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 写真
- (2) 認定を受けたエコツアーの種類

- (3) 血液型
(変更の届出)

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、屋久島公認ガイド公認証記載事項変更届出書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 公認証の記載事項の変更に係る事実を証する書類
(2) 写真
(公認証の再交付の申請等)

第7条 条例第11条の規定による公認証の再交付の申請は、屋久島公認ガイド公認証再交付申請書（第7号様式）に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 公認証を亡失し、又は滅失した場合 写真
(2) 公認証を著しく汚損し、又は破損した場合 公認証及び写真

2 屋久島公認ガイドは、前項の申請をした後、亡失した公認証を発見したときは、遅滞なく、これを町長に返納しなければならない。

(公認の抹消の通知等)

第8条 町長は、条例第12条第1項又は第3項の規定により屋久島公認ガイドの認定を抹消し、又は屋久島公認ガイドの名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を認定の抹消又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知するものとする。（第8号様式）

2 条例第12条第1項又は第3項の規定により屋久島公認ガイドの認定を抹消された者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、公認証（公認の有効期限を超えたものを除く。次条第1号において同じ。）及び屋久島公認ガイド記章を町長に返納しなければならない。

(業務廃止等の届出)

第9条 条例第12条第2項の規定による届出は、屋久島公認ガイド業務廃止等届出書（第9号様式）に次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

- (1) 公認証
(2) 屋久島公認ガイド記章
(一覧簿の訂正等)

第10条 町長は、第6条及び前条の届出があったとき、又は条例第12条第1項若しくは第3項の規定により屋久島公認ガイドの認定を抹消し、若しくは屋久島公認ガイドの名称の使用の停止を命じたときは、一覧簿の当該屋久島公認ガイドに関する記載を訂正し、若しくは抹消し、又は当該ガイドによる屋久島公認ガイドの名称の使用を停止した旨を一覧簿に記載するとともに、それぞれ認定内容の変更若しくは抹消又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

(最大催行人数)

第11条 条例第14条第5項に規定する各ツアーの最大催行人数は原則として次のとおりとする。

- (1) 縄文杉及び奥岳地域（白谷雲水峡及びヤクスギランドを除く。） 7名
(2) その他のフィールド 各ガイド活動団体のガイドレシオによる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記 1（第4条第1項関係）

屋久島公認ガイド記章 縦3 cm×横3 cm



屋久島公認ガイド認定申請書

年 月 日

屋久島町長 殿

申請者

現住所

氏 名

印

生年月日 西暦 年 月 日

血液型

連絡先

所属事業所名

私は、屋久島公認ガイド利用推進条例第5条及び屋久島公認ガイド利用推進条例施行規則第3条第1項に基づき新規認定を申請します。

記

- 1 認定を受ける専門のエコツアー（番号に○印を付ける。カヤックツアーはリバーカヤック、シーカヤックのいずれかにも付ける）

（1）山岳エコツアー

（2）カヤックツアー（ リバーカヤック ・ シーカヤック ）

（3）スキューバーダイビングツアー

2 添付資料

- （1）屋久島町エコツーリズム推進協議会が証する認定証書の写し
（2）認定を受けるガイド活動に関する広報用の情報（様式第2）
（3）町長が証する納税証明書の写し（町税）
（4）写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの）

(第2号様式) (第3条第1項第2号関係)

認定を受けるガイド活動に関する広報用の情報

認定を受ける専門 のエコツアー					顔写真 サイズ：縦3cm×横2.5cmの 写真の裏に名前を書いて、のり付けして下さい。	
フリガナ						
氏 名						
住 所	〒					
性 別	男・女	生年月日 (西暦)	年 月 日		血液型	
屋久島町居住歴	年	屋久島町でのガイド開始年 (西暦)	年		ガイド歴	年
ガイド実績	過去1年間で約 回					
その他の取得資格 (取得年も記入)						
自己PR						
問い合わせ先	TEL: () FAX: () E-mail: @ URL: (ホームページがある方は記載してください。)					

公認を受けるツアーの主な内容		
主なツアー内容 と料金の目安	ツアー内容	所要時間： 時間
	料金（料金体系表に記入可）	催行人数： 人～ 人
	その他の特記事項（割引やアピールポイントなど）	
	ツアーの状況写真（データ提供をお願いします。） ※ 肖像権などのトラブルは申請者に帰属します。	
申し込み方法	a 個人宛 b 所属団体宛 （ ）	
申し込み先	TEL: () FAX: () E-mail: @ URL: （ホームページがある方は記載してください。）	

公認を受けるツアーの主な内容		
主なツアー内容 と料金の目安	ツアー内容	所要時間： 時間
	料金（料金体系表に記入可）	催行人数： 人～ 人
	その他の特記事項（割引やアピールポイントなど）	
	ツアーの状況写真（データ提供をお願いします。） ※ 肖像権などのトラブルは申請者に帰属します。	
申し込み方法	a 個人宛 b 所属団体宛 （ ）	
申し込み先	TEL: () FAX: () E-mail: @ URL: （ホームページがある方は記載してください。）	

屋久島公認ガイド認定更新申請書

年 月 日

屋久島町長 殿

申請者

現住所

氏 名

印

生年月日 西暦 年 月 日

血液型

連絡先

私は、屋久島公認ガイド利用推進条例第5条及び屋久島公認ガイド利用推進条例施行規則第3条第2項により認定の更新を申請します。

記

1 認定を受ける専門のエコツアー（番号に○印を付ける。カヤックツアーはリバーカヤック、シーカヤックのいずれかにも付ける）

（1）山岳エコツアー

（2）カヤックツアー（ リバーカヤック ・ シーカヤック ）

（3）スキューバーダイビングツアー

2 添付資料

（1）屋久島町エコツーリズム推進協議会が証する認定ガイド認定証書の写し

（2）認定を受けるガイド活動に関する広報用の情報（様式第2）

（3）町長が証する納税証明書の写し（町税のみ）

（4）写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの）

(第4号様式) (第4条第1項関係)

屋久島公認ガイド一覧簿

屋久島公認ガイド氏名	専門とするエコツアー	公 認 番 号	区 分	年 月 日	有 効 期 限
		第 号	認定	年 月 日	年 月 日
			更新	年 月 日	年 月 日
			更新	年 月 日	年 月 日
			変更	年 月 日	年 月 日
			抹消	年 月 日	
			(理由)		
			使用停止	年 月 日	
			(理由)		

(第5号様式) (第4条第1項関係)



屋久島公認ガイド公認証

公認番号 第 号

氏 名 :
生年月日 : 年 月 日
住 所 :
血 液 型 : 型
有効期限 : 年 月 日

専門のエコツアー :

顔写真

縦 3 cm

×

横 2.5 c m

上記の者を、屋久島公認ガイド利用推進条例の規定により認定された屋久島公認ガイドであることを証し、活動することを認めます。

年 月 日

屋久島町長

印

(第6号様式) (第6条関係)

年 月 日

屋久島町長 殿

公認番号 第 号

住所

氏名

印

連絡先

屋久島公認ガイド公認証記載事項変更届出書

私は、屋久島公認ガイド公認証の記載に関し、下記のとおり変更を申し出ます。

記

1. 変更の理由：

2. 変更箇所：

3. 添付書類：

(1) 記載事項の変更の事実を証する書類

(2) 写真

(第7号様式) (第7条第1項関係)

年 月 日

屋久島町長 殿

公認番号 第 号
住 所
氏 名 印
連絡先

屋久島公認ガイド公認証再交付申請書

私は、下記の理由により公認証の再交付を申請します。

記

1. 再交付の理由

2. 再交付前の公認証の返却 有 ・ 無

年 月 日

殿

屋久島町長 印

屋久島公認ガイドの認定の抹消（名称の使用停止）について（通知）

貴殿の認定は、下記の理由により抹消されますので通知します。

（貴殿のガイド活動に係る屋久島公認ガイドの名称の使用は、下記の理由により停止しますので通知します。）

屋久島公認ガイド公認証及び屋久島公認ガイド記章は返納してください。

記

1. 抹消の理由

- (1) ガイド業を廃止したため
- (2) 死亡したため
- (3) 成年被後見人又は被保佐人の決定を受けたため
- (4) 禁固以上の刑に処せられたため
- (5) 心身の障害により業務を適正に行うことができないと認められるため
- (6) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けたため
- (7) 公認証を他人に貸与したため
- (8) 屋久島公認ガイドの利用を強要したため
- (9) 特別の理由があると認められる場合を除き、案内に係る所定の料金以外の金品を請求したため
- (10) 自然環境の保全に関する法令の規定に違反する行為を行ったため。
- (11) 自己の過失等による重大な事故を起こしたため。
- (12) 利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等を改善しないため。
- (13) 屋久島公認ガイドの信用又は品位を傷つける行為をしたため。

2. 認定の抹消（名称の使用停止）の日及び期間

(第9号様式) (第9条関係)

年 月 日

屋久島町長 殿

印

(代理人)

屋久島公認ガイド業務廃止等届出書

私 は、下記の理由により屋久島公認ガイドの業務が出来なくなったため、届け出ます。

記

1. 理由

- (1) ガイド業を廃止したため
- (2) 死亡したため
- (3) 成年被後見人又は被保佐人の決定を受けたため
- (4) 禁固以上の刑に処せられたため
- (5) 心身の障害により業務を適正に行うことができないと認められるため

2. 添付書類等

- (1) 公認証
- (2) 屋久島公認ガイド記章